

瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付要綱

〔 令和5年4月12日
告示第86号 〕

（目的）

第1条 この要綱は、スマート農業や環境負荷の軽減に取り組む農業者に対して、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、農業生産における省力化、効率化及び環境と調和のとれた地域農業の持続的な発展を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- （1）税申告 法人税法（昭和40年法律第34号）第74条による確定申告、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条による確定所得申告及び地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2による市町村民税の申告をいう。
- （2）認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項による農業経営改善計画を瑞穂町（以下「町」という。）が認定した者（町を含む複数市町村にまたがる農業経営改善計画を東京都又は国が一括して認定した場合を含む。）をいう。
- （3）認定新規就農者 基盤強化法第14条の4第1項による青年等就農計画を町が認定した者をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件も満たす農業者とする。

- （1）町の区域内に住所を有する者で、第6条の規定による申請時点で1年以上継続して事業を営んでいること。
- （2）直近の税申告（法人にあっては、第6条に規定する補助金の交付申請を行う直前の事業年度における税申告とする。以下同じ。）をした者のうち、農産物販売金額が年間50万円以上であること。

- (3) 町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。）に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- (6) 補助金の交付後も営農を継続する意思があること。
- (7) 国、東京都その他の公的な機関により、第6条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する補助等をこれまでに受けておらず、かつ、今後も受けないこと。

（補助金の交付対象事業）

第4条 この要綱で補助の対象とする事業は、第1条に規定する目的を達成しようとする事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) スマート農業推進事業
- (2) 環境負荷軽減推進事業

（補助金の補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 購入を予定している機器等の見積書、カタログ
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 直近の税申告に係る書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないものと決定したときは瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、第4条第1号で定める事業の審査を行うときは、瑞穂町スマート農業推進事業専門家会議(瑞穂町スマート農業推進事業専門家会議設置要領(令和5年告示第 号)に基づき設置する会議をいう。)から意見を聴くものとする。

(申請の撤回)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して異議があるときは、その交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。
- (2) 事業費の2割を超える変更をするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項を変更するとき。

2 町長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、相当と認める場合は、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金変更承認書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金事

業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金事業中止（廃止）変更承認書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が事業計画書に掲げる実施期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金事業遅延等報告書（様式第9号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金事業遂行状況報告書（様式第10号）を町長が指定する日までに、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を超えない日又は補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金実績報告書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに瑞穂町スマ

一ト農業・環境負荷軽減推進事業補助金請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第15条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が補助事業者に補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

2 町長は、補助金の交付の決定の後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の返還）

第17条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 町長は、前条の規定により、補助事業者に対して補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に

つき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

2 町長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、納期日までに返還金が納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年についても、365日当たりの割合とする。

（補助金の経理等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告）

第20条 補助事業者は、第4条第1号で定める事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業過年度実績報告書（様式第14号）を町長に提出するものとする。

（検査）

第21条 補助事業者は、町長が補助事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（財産管理及び処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した機械装置等の財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、瑞穂町スマート農業・環境負荷軽減推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第15号）によりあらかじめ町長

の承認を受けなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの告示に基づき交付された補助金に関して、この告示の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、同日後もなおその効力を有する。